

山梨県公報

号外第七号

平成二十七年

二月十三日

金 曜 日

目 次

規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第一号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「法」を「第一項の場合において、法」に、「よつて」を「より」に、「前項に掲げるもののほか」を「第一項の免許申請書に」に、「写」を「写し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(第六条第二項及び第七条第一項において「免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

第五条第一号中「、住所」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の年月日及び合格証書番号(外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日)

第五条第四号中「取り消し」を「取消し」に、「であるときは」を「にあつては」に改める。

第六条第一項中「第三号様式による登録事項変更届に免許証又は免許証明書を添え、知事」を「、その旨を知事」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その変更を生じた日から三十日以内に次項の規定による申請をする場合は、

この限りでない。

第六条第二項中「前項の届出」を「第一項の規定による届出があつた場合又は前条第一号に掲げる登録事項に変更を生じた日から三十日以内に前項の規定による申請に、「名簿」を「名簿」に、「且つ」を「前項の規定による申請があつた場合においては」に、「申請者」を「申請者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項本文に規定する場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下これらを「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下これらを「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証用写真を貼付した第三号様式による免許証書換え交付申請書にその内容を記載し、免許証又は免許証明書を添えて、知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。

第七条第一項中「又は失つた」を「、又は失つた」に改め、「速やかに」の下に「免許証用写真を貼付した」を加え、「添え、これを知事に提出しなければ」を「添えて、知事に免許証の再交付を申請しなければ」に改め、同条第三項中「第一項の」の下に「規定による」を加え、「再交付の旨を表示した」を削る。

第二十四条中「第六条第二項」を「第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の」と、第六条第三項」に改め、「第七条第二項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」とを削り、「の届出」を「に規定する届出」に、「第八条第三項」を「前条第三項」に改める。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

山梨県知事 (指定登録機関) 殿

氏名 印
(署名)

二級 建築士免許申請書
木造

二級 建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本 (抄本) 及び登記事項証明書を添えて、申請し
木造
ます。

私は、次の事項が真実かつ正確であることを誓います。

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	写真 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けること。 2 貼り付けた写真は免許証に転写される。
本籍		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現住所	〒 電話 ()			
試験	二級 建築士試験に合格した時期 木造	年		
	合格証書の日付	年 月 日		
	合格証書番号	第 号		
欠格事由	<p>1 後見開始又は保佐開始の審判 (禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。) を受けていますか。 いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/></p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) あるときはその罪及び刑 _____ (3) あるときはその刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日</p> <p>3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) あるときはその罪及び刑 _____ (3) あるときはその刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日</p> <p>4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) あるときは、その日 年 月 日</p> <p>5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで</p>			
※	※經由庁記載欄 責任者職名		氏名	印
※登録番号		※登録年月日	年 月 日	※受付番号

備考

- 1 数字は算用数字を用い、※印欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。
- 2 外国の建築士免許を受けた者は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入すること。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

山梨県知事（指定登録機関） 殿

申請者
住所
氏名
電話番号
印

二級 建築士免許証（免許証明書）書換え交付申請書
木造

免許証（免許証明書）に記載された事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第6条第2項の規定により書換え交付を申請します。

記載事項		変更の内容
ふりがな 氏名		
生年月日		
登録番号		
登録年月日		
変更年月日		<p style="text-align: center;">写真</p> <p>1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けること。</p> <p>2 貼り付けた写真は免許証に転写される。</p>
変更の理由		
※ 審査		

備考 ※印欄は、記入しないこと。

年 月 日

山梨県知事（指定登録機関） 殿

申請者
住所
氏名
電話番号
印

二級 建築士免許証（免許証明書）再交付申請書
木造

免許証（免許証明書）を汚損（亡失）しましたので、建築士法施行細則第7条第1項の規定により再交付を申請します。

ふりがな 氏名		写真 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けること。 2 貼り付けた写真は免許証に転写される。
生年月日		
登録番号		
登録年月日		
汚損又は亡失の年月日及び理由		
※ 審査		

備考 ※印欄は、記入しないこと。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に効力を有する二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書は、この規則による改正後の第六条第二項に規定する免許証又は免許証明書とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番